

兵庫県西脇市基本計画

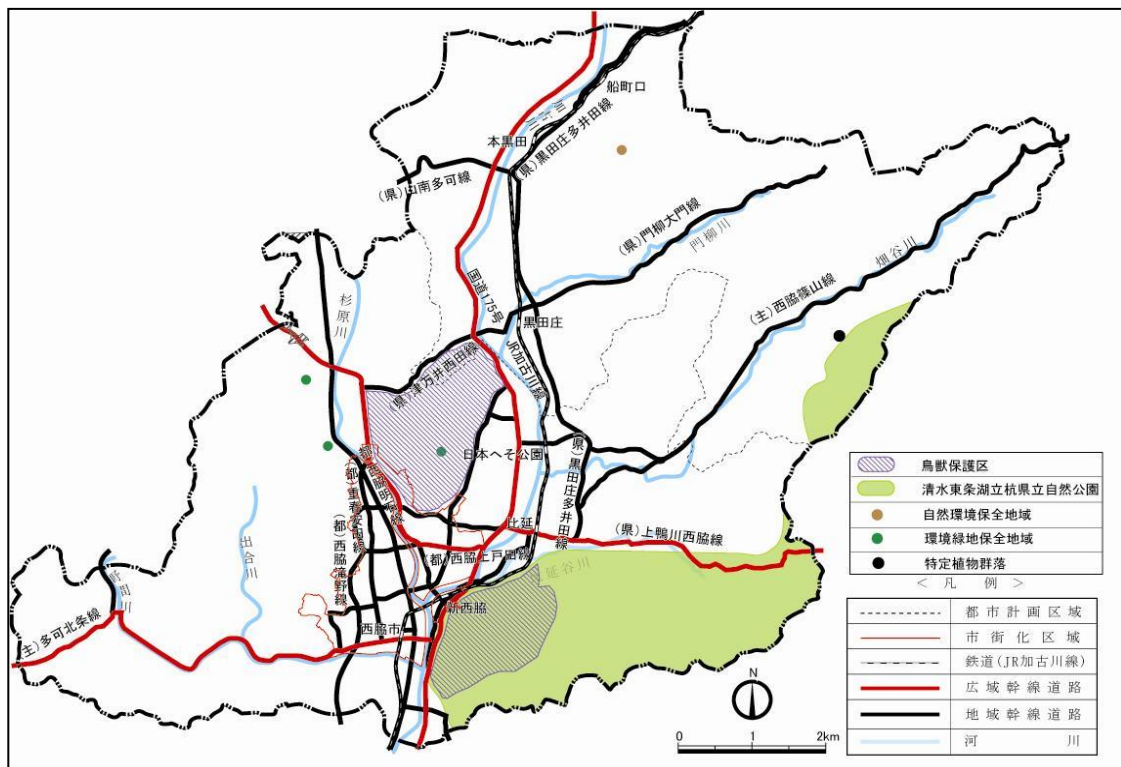
1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、平成30年1月1日現在における兵庫県西脇市の行政区域とする。概ねの面積は、13,200ヘクタール程度（西脇市面積）である。

本区域は、自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する自然公園区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）に規定する自然環境保全地域及び環境緑地保全地域の区域を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定する生息地等保護区域、その他の環境上重要な地域（自然再生推進法（平成14年法律第148号）に基づく自然再生事業の実施地域、生物多様性の観点から重要度の高い湿地等）は、本促進区域に存在しない。



（2）地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

① 地理的条件

西脇市は、兵庫県のほぼ中央、東経135度と北緯35度が交差する「日本列島の

中心―日本のへそ」に位置しており、市域の範囲は、東西に約19キロメートル、南北に約13キロメートル、北部は丹波市と多可町、南部は加西市と加東市、東部は篠山市と接している。地形的には、中国山地の東南端が播磨平野に接する地点にあり、四方を山地や丘陵に囲まれ、市域の約7割を山林が占めている。市域中央部を県内最長の加古川が貫流し、市域南部で杉原川・野間川と合流しており、河川沿いの平野部に集落や農地が形成されている。気候は瀬戸内式気候に属しており、平均気温は15.2度（平成28年）と年間を通して比較的温暖であるが、気温の年較差・日較差が大きい内陸型の特徴を示している。

② インフラの整備状況

西脇市は、神戸・東播磨臨海部と北近畿方面を結ぶ広域幹線道路である国道175号が南北の交通連携軸となっており、南接する加東市で中国自動車道の滝野社インターチェンジ、北接する丹波市で北近畿豊岡自動車道の氷上インターチェンジと結節していることから、高速道路網等を利用して京阪神大都市圏だけでなく、瀬戸内海沿岸・日本海沿岸の両方面への交通アクセスが便利な位置にある。また、市域では地域高規格道路「東播丹波連絡道路」を形成する国道175号西脇北バイパスが早期の供用に向けて建設が進められおり、近い将来にはさらに道路交通の利便性が向上する。その他には、国道427号・県道黒田庄多井田線・県道上鴨川西脇線・主要地方道西脇八千代市川線などが近隣市町と連絡する広域の交通連携軸となっている。

鉄道は、JR山陽本線とJR福知山線を結ぶJR加古川線が市域を南北に通っており、神戸へ約80分・大阪へ約100分の所要時間となっている。また、バス交通は、中国自動車道を經由し、大阪と直結する高速バスが日中1時間に1本程度運行しており、所要時間は約90分となっている。

快適な居住環境を支える基盤としては、上下水道（上水道普及率100%、下水道普及率99.9%）、全戸への防災行政無線、公共施設（市立西脇病院、特別養護老人ホーム5か所、老人保健施設1か所、認定こども園・幼稚園・小学校8か所、中学校4か所、高等学校3か所、市民会館、音楽ホール、多目的グラウンド9か所、体育館6か所）が整備されているほか、「日本へそ公園」をはじめ、市民の憩いの場となる公園施設が充実している。また、平成27年には文教地区である野村町茜が丘に図書館・子育て支援・男女共同参画・地区コミュニティセンターを中核機能とした「西脇市茜が丘複合施設みらいえ」が開設し、市内外から年間50万人以上が訪れる人気の集客施設となっている。さらに中心市街地では、商業振興と一体となったにぎわいの創出に向け、平成32年度末を目途に大型商業施設跡地への市役所と市民会館の移転を進めており、都市機能の集積の促進を図っている。

産業基盤の整備については、織物産業を柱に早くから商工業都市として発展してきたことから、利活用が可能な広い土地が市街化区域にはほとんどない状況の中、市街化調整区域に産業団地の造成を行い、分譲を完了している。今後も企業進出に迅速に対応できるよう工場跡地や遊休地など民間所有地の積極的な利活用を図るとともに、これまでの分譲実績を踏まえ、新たな産業団地の整備についても検討を進めている。

③ 産業構造

加古川水系の良質で豊富な水に恵まれてきた西脇市では、古くから繊維産業が発展し、その興隆を背景に商業など都市機能が集積してきたことから、北播磨地域における拠点都市として繁栄してきた。

第2次産業では、200有余年の歴史を持つ先染綿織物「播州織」と伝統技法「播州毛鉤」を含む「播州釣針」の2つの地場産業があり、ともに市場占有率は日本一を誇っている。特に播州織は、基幹産業として西脇市発展の礎となり、多くの関連産業が集積しており、第二次世界大戦前から素材生産を柱とした輸出型産業を確立し、戦後には織機が一度「ガチャ」と音を立てると1万円を生み出す「ガチャマン景気」と呼ばれる空前の好況期を迎えた。昭和40年代以降は繊維産業の構造不況が顕著となる中、内需型産業への転換を図りながら、小ロット・短納期に対応できる体制など産地の構造改革を進めてきた。また、業界団体では地域団体商標の登録認定を行い、産地ブランド化と付加価値の向上を進めるとともに、従前の素材製品づくりの強化を図ってきたが、近年は最終製品の開発・製造を手掛ける事業者も出現してきたことから、西脇市では織物を用いた最終製品をデザイン・製造することを企図した「西脇ファッション都市構想」を平成27年から推進している。一方、播州釣針は、国内有数のメーカーが立地しており、西脇市を含む近隣地域で国内の釣針生産の約9割以上を占めている。

地場産業への依存度が強い産業構造であるが、中小企業を中心に機械器具関連製造業や金属関連製造業等の成長ものづくり産業も集積している。産業構造の多層化に向け、大規模な工業地帯を有する京阪神大都市圏の近傍である位置的条件と地震発生が少ない強固な地盤を持つ地形的条件を生かし、市独自で産業団地の造成を行うなど積極的に企業誘致を進めてきた結果、こうした成長ものづくり産業の集積に加え、近年は内需型産業である飲食料品製造業の工場進出が進んでいる。

第1次産業では、特徴的な農産物として、著名な日本酒の蔵元の原料米にもなっている山田錦、金ゴマやイチゴ、その多くが国内最高級の神戸ビーフとして出荷される黒田庄和牛があり、付加価値の高い特産品として生産する取組や他産業との連携（農商工連携・農観連携）を進めている。

第3次産業は、経済のサービス化の進展に伴い、主要道路沿いへの店舗の進出が進んでいるほか、高齢化の進行に伴う医療・介護関連事業等へのサービス支出の増大がみられる。また、近年は宿泊業や飲食サービス業の振興に向け、市や観光協会による誘客活動を展開するなど観光・まちづくりへの取組も進めている。

④ 人口分布の状況等

平成27年国勢調査による西脇市の人口は40,866人、世帯数は15,049世帯である。人口は平成7年以降緩やかな減少傾向にあるが、「北はりま定住自立圏」の中心市として北播磨地域における一定の都市の拠点性と求心力を保持している。市域の約3割を占める平坦地に人口が集積しており、特に市街化区域である西脇

地区・野村地区などに集中している。市域面積の３．４％を占める４４５ヘクタールが人口集中地区（ＤＩＤ）となっており、同地区内に人口の３７．１％を占める１５，１４４人が居住している。

また、西脇市の就業人口は２０，１７９人で、定住人口と同様、平成７年以降は減少傾向にある。産業大分類別の就業者割合では、第１次産業が１．８％、第２次産業が３８．９％、第３次産業が５９．３％となっており、播州織などの地場産業に従事する人が多いことから、兵庫県平均（２６．０％）と比較して第２次産業の就業者割合が高くなっている。

２ 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（１）目指すべき地域の将来像の概略

西脇市は、従業者数の２２．７％（平成２６年「経済センサス基礎調査」）、売上高の４０．８％、付加価値額の３６．９％（平成２４年「経済センサス活動調査」）を製造業が占めており、製造業を中心とした経済構造をなしている。

全国のトップシェアを誇る播州織と播州釣針という２つの地場産業に加え、産業構造の多重化を推進する中で、金属・機械器具製造等関連産業が集積している。こうした企業が有する高度な技術力や質の高い人材を背景に、集積企業の連携を推進するとともに、付加価値が高い製品の開発や新たな需要の開拓などによる持続可能な事業活動の確立と成長性の高い分野への参入を支援する。

一方で、従来の産業集積とは別に、特色ある農産物や食をはじめ西脇市が有する地域資源を活用し、農商工連携・６次産業化や飲料・食料品製造関連産業の誘致を推進するとともに、域外から需要を獲得する分野として交流人口の拡大による観光交流を促進し、地域に稼ぎをもたらす新たな産業創出を図っていく。

また、主要道路幹線や高速道路網が発達し、大消費地である京阪神大都市圏などへのアクセスが便利な地理的条件を生かし、今後需要の拡大と産業として進化が見込まれる物流関連産業の育成や誘致にも取り組んでいく。

以上のとおり、西脇市では既存の産業分野の強化を後押しするとともに、特色ある地域資源を活用した新たな産業を育成することで、域外からの需要を獲得し、質の高い雇用の創出や就業者の所得の増加を通じて市内での経済循環の活性化を目指す。

（２）経済的効果の目標

１件当たり平均７，７００万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を９件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で１．５倍の波及効果を与え、促進区域で１０億４，０００万円の付加価値額を創出することを目指す。

また、ＫＰＩとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、承認事業件数、促進区域内の平均所得額を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による 付加価値創出額	一百万円	1, 0 4 0 百万円	—

【任意記載のK P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均 付加価値額	—	7 7 百万円	—
地域経済牽引事業の承認 事業件数	—	9 件	—
促進区域内の平均所得額	2, 2 4 3 千円	2, 3 3 3 千円	4 %

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）から（３）の要件をすべて満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施による付加価値増加分が４，８３７万円（兵庫県１事業所当たり平均付加価値額（平成２４年「経済センサスー活動調査」））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域内に所在する事業者の売上が開始年度比で５％増加すること。
- ② 促進区域内に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で１０％増加すること。
- ③ 促進区域内に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で５％増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

なし

（２）区域設定の理由

なし

（３）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（１）地域の特性及びその活用戦略

- ① 西脇市の「播州織、播州釣針」の産業集積を活用した高付加価値なものづくり分野
- ② 西脇市の「機械器具関連製造業、金属関連製造業」等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ③ 西脇市の「山田錦、黒田庄和牛」等の特産物を活用した食料品・飲料製造関連産業
- ④ 西脇市の「日本へそ公園、西脇ローストビーフ」等の観光資源を活用した観光・まちづくり分野
- ⑤ 西脇市の中国自動車道等の高速道路網にアクセスする交通インフラを活用した物流関連産業

（２）選定の理由

① 西脇市の「播州織、播州釣針」の産業集積を活用した高付加価値なものづくり分野

西脇市には、江戸時代以来２００有余年の歴史を持つ先染綿織物「播州織」と伝統技法で経済産業大臣指定の伝統工芸品「播州毛鉤」でも知られる「播州釣針」の２つの地場産業があり、播州織は国内先染綿織物の６割以上（日本綿スフ織物工業連合会の資料）、播州釣針は西脇市を含む近隣地域で国内生産の約９割（公益財団法人北播磨地場産業開発機構の資料）を占める国内唯一の釣針産地となっており、ともに市場占有率は全国でトップを誇っている。

基幹産業として西脇市発展の礎となってきた播州織を中心とする繊維工業は、県内市町で第２位となる約１６１億円の製造品出荷額を誇り、西脇市における全産業の付加価値額の１３．６％、製造業の３６．７％（平成２４年「経済センサスー活動調査」）を占めている。事業所数・従業者数についても製造業全事業所の３７．９％（５８事業所。県内首位）、製造業全従業者数の３４．３％（１，０８０人）（平成

26年「工業統計調査」）を占めている。また、地域経済分析システム（RESAS）の産業別特化係数においては、付加価値額が20.6、従業者数が15.2（平成24年）と最も高く、西脇市に稼ぎをもたらす産業であるといえる。

市内には織物製造業のほか、織物デザイン作成ソフト開発や織機販売をはじめとする多くの関連産業が集積しており、産元商社による卸売業と一体となった経済活動が展開されている。平成20年には播州織産元協同組合・兵庫県繊維染色工業協同組合・播州織工業組合の3者が地域団体商標「播州織」を取得し、また、西脇市は平成27年から従前の素材生産を中心とした製品づくりの強化に加え、域外から育成デザイナーを積極的に受け入れ、織物を用いた最終製品を産地でデザイン・製造することを企図した「西脇ファッション都市構想」を地方創生事業として強力に推進しており、産地での付加価値を高めていく取組を播州織産元協同組合などの業界団体とともに積極的に展開している。こうした中、織り方に工夫を加えることで素材の風合いを生かしたオンリーワンのショールの開発を手掛け、産地発のブランドとして海外に進出している事業者も出現するなど産地での付加価値拡大に向け、下請け取引からの脱却を目指す傾向も強まっている。さらに、西脇市は、平成28年に隣接する多可町と共同で播州織を「ふるさと名物」として発信するため、中小企業地域資源活用促進法に基づき「ふるさと名物応援宣言」を行うなど、播州織のブランド力強化と関連産業の活性化に向けて、地域を挙げて支援している。

播州釣針は、播州釣針協同組合の統計によると、平成27年では市内に22の企業が立地し、従業員は455人（工業統計調査では含まれない従業員4人以下の事業所を含む。）と繊維工業に次いで多く、生産数量は約12億6,200万本で10年前と比較して約25%の増産となっている。また、地域経済分析システム（RESAS）によると、本市では釣針製造業が9割以上を占める「その他製造業」の産業別特化係数は、付加価値額が7.5、従業者数が6.1（平成24年）と高く、繊維工業と同様、西脇市に強みがある産業といえる。

市内では伝統工芸品である播州毛鉤の製造技術を礎に、時代とともに精巧な技術の向上を重ね、仕掛針・糸付針・擬餌針など遊魚用の加工釣針を中心とした優れた釣り製品づくりが行われ、集積している製造業者の多くが卸売機能も担っている。また、近年はイカ釣り用の擬餌など特化したニーズを重視した製品開発も手掛けられる一方で、これまでに培った技術力を生かし、釣針だけにとどまらず、振動感度が高い釣竿やデザイン性に優れた釣り用ウェアをはじめとした関連製品の製造に領域を広げる事業者もみられるほか、地域経済の成長を先導する「地域未来牽引企業」に選定されている事業者も存在する。

これら2つの地場産業の成長を支えるため、西脇市では先に述べた「西脇ファッション都市構想」に加え、公益財団法人北播磨地場産業開発機構を通じて、ファッション業界で活躍するデザイナーと共同で流行を先取りする生地を試作するなど高品位・高付加価値の製品開発、東京での「播州織総合素材展」の開催や国内最大級の「国際フィッシングショー」への参加など独自の技術と製品を生かした販路開拓や取引拡大

につなげるための支援（平成２９年度予算額６７０万円）を行っている。

西脇市は、伝統に裏付けられた確かな技術と優れた人材を有するこうした地場産業の集積の特性と資源を活用し、顧客ニーズを新たに生み出す商品の企画から製造までを産地で一貫して手掛ける高付加価値なものづくりを促進し、成長の可能性の高い産業への発展を目指していく。

② 西脇市の「機械器具関連製造業、金属関連製造業」等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

阪神工業地帯や播磨臨海工業地帯の後背地に位置し、高速道路網等を利用してこれらの地域へのアクセスが容易な西脇市では、中小企業を中心に多様な機械器具関連製造業や基礎素材型・加工組立型の金属関連製造業が集積している。

西脇市の製造品出荷額のうち、機械器具関連製造業（生産用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等）は２６．９％（約１９２億円）、金属関連製造業は１０．９％（約７８億円）を、また付加価値額においては、機械器具関連製造業は２２．９％（約５４億６千万円）、金属関連製造業は１４．０％（約３３億５千万円）と比較的高いシェアを占めている。

その中でも生産用機械器具製造業は、製造品出荷額（約１２４億９千万円）、付加価値額（約３８億円）ともに業種別で西脇市における第２位の主力産業であり、１事業所当たり付加価値額は１２億７千万円で全国及び兵庫県における製造業１事業所当たりの付加価値額（全国約４億６千万円、兵庫県約５億４千万円）と生産用機械器具製造業の１事業所当たりの付加価値額（全国約３億２千万円、兵庫県約４億５千万円）のいずれも大きく上回っている。また、金属製品製造業は、域経済分析システム（RESAS）の産業別特化係数において、付加価値額（１．２）、従業者数（１．３）（平成２４年）ともに全国を上回っている。

機械器具関連製造業では、自動車エンジンを始動する部品であるスターターを世界の自動車メーカーに供給する企業があり、世界シェアの約２０％を占めている。金属関連製造業では、自社が持つ様々な方向に噴出可能な流体ノズルの技術を応用し、霧の発生による気化熱を利用した冷却システムや農作物の栽培システムといった独創的で斬新な製品を開発している産業用スプレーノズルで国内トップとなる約４０％のシェアを誇る企業が立地している。また、専門性の高い技術力を駆使し、需要拡大が見込まれる耐性に優れた製品素材の開発に取り組んでいる国内でも数少ない産業用特殊電線に特化した非鉄金属製造業者が市内の産業団地に平成２９年に進出したほか、素材製作から組立まで一貫生産体制により高い設計自由度を持ち、多様な顧客ニーズを直接反映させることを得意とし、公益財団法人ひょうご産業活性化センターから経営の革新等に挑戦する意欲の高い「成長期待企業」に認定されている企業があるなど、高度な技術力や開発力、さらには製品供給と事業提案を組み合わせ提供できる事業者が集積している。

これらの関連産業が持続的に成長していくためには、価格や産業構造の変化による

打撃を受けやすい下請け製造や加工業にとどまるのではなく、特殊用途や市場拡大が見込まれる分野に向けた独自性・機能性が高い製品づくり、さらに応用可能な製品とサービスを組み合わせて顧客に直接提案するソリューション提供などが求められており、顧客ニーズに即応できる事業創出がビジネスチャンスとなる。

西脇市では、平成26年に神戸市に拠点を置く公益財団法人新産業創造機構と地域産業の振興や事業化支援に向けた連携協定を締結し、研究開発や技術活用等により事業者の新規分野の開拓を支援する体制を構築しており、新製品や新技術の開発等に当たっての事業資金については「西脇市ものづくり・あきない経営革新支援事業」（平成29年度予算額1,800万円）による助成を行っている。また、企業立地や工場拡張等に当たっては、「西脇市産業立地促進措置条例」による設備投資奨励金（平成29年度予算額2,360万円）の支給などの支援を実施している。

こうした支援策を通じて、西脇市に集積する機械器具・金属関連製造業等の技術力を生かした高付加価値化を促進するとともに、関連産業や関係機関との連携による新たな産業を創出や需要拡大につながるビジネスモデルの導入を働きかけ、成長の可能性の高い産業への発展を目指していく。

③ 西脇市の「山田錦、黒田庄和牛」等の特産物を活用した食料品・飲料製造関連産業

播磨平野から中国山地に地形が転換する地点にある西脇市は、山や丘陵に囲まれており、水が不可欠な染色業（播州織）が発展したことからもわかるように加古川水系の良質な水に恵まれ、豊かな自然環境を有している。高級日本酒の原料となり、酒造好適米として知られる「山田錦」をはじめ、大粒で高級品種として知られる「丹波黒大豆」、国内自給率が0.1%と希少な金ゴマ「日本のへそゴマ」、大粒で甘みのある「章姫（あきひめ）」を主力品種とするイチゴなどの特徴ある農産物が生産されてほか、市内の黒田庄町区域では上質な味わいが特徴の「黒田庄和牛」が肥育されている。また、西脇市土づくりセンター（ゆめめぐり西脇）では肥育牛の排泄物を原料とする完熟堆肥が生産されており、市内では完熟堆肥を使用した環境と安全性に配慮した農産物が栽培されている。

地域経済分析システム（RESAS）によると、平成25年における第1次産業の従事者1人当たりの付加価値額は430万円で、平成22年の260万円から大幅に増加し、生産性と収益性が向上している。農産物の代表である西脇市の山田錦は、著名な蔵元が醸造する日本酒の原料となっており、農家戸数と経営耕地面積が減少する中でも、平成28年における作付面積は4,127平方メートル、水稻全体に占める比率も58.6%と、平成23年の作付面積（2,655平方メートル）から6割近く増加し、作付割合（40%）も大幅に上昇しており、海外での日本酒ブームを背景にした増産が続き、存在感を増している。畜産物の代表である黒田庄和牛は、平成29年末で約1,100頭が肥育されており、そのうち87.9%（平成29年4月～12月）が最高級和牛として知られる神戸ビーフとして出荷され、兵庫県内にある8つの産地の中でもトップの神戸ビーフ認定率を誇っている。また、近年は良質な水な

ど豊富な自然資源を有し、大消費地である京阪神大都市圏からのアクセスが良いことから、乳製品・清涼飲料メーカーやコンビニコーヒーで需要が増加した製氷メーカーの西日本エリアの拠点工場が相次いで進出し、食料品及び飲料・たばこ・飼料の製造品出荷額は約93億円（平成26年「工業統計調査」）とこれらの工場が立地していなかった平成21年と比較して2.5倍以上となっており、市内の多くの業種の製造品出荷額が伸び悩む中であって顕著に増加している。

このような中、西脇市では農業振興を地域経済活性化の柱のひとつとして位置付け、平成26年に「日本のへそ西脇農業ビジョン」を策定し、生産拡大等による農家の所得拡大を図るとともに、市内で生産される農産物を市場出荷するだけでなく、市内での経済循環の促進に結び付けるため、山田錦をはじめとする地産食材を使った付加価値の高い加工品製造等の関連産業の育成に向けた取組を進めている。具体的には、高設栽培技術により収益性の高いイチゴ農家を育成する「スイーツファクトリー支援事業」を平成26年から実施するとともに、食料品・飲料関連産業については、「西脇市産業立地促進措置条例」に基づく設備投資奨励金（平成29年度予算額2,360万円）をはじめとした優遇措置を通じ、農商工連携・6次産業化を重視した事業創出や企業誘致活動に取り組んでいる。さらに今後は、製造拠点にとどまらず、生産工程の見学や商品の直売といった産業観光が可能な工場立地の促進に取り組んでいくこととしている。

西脇市では、こうした農産物の付加価値化や環境特性の活用を促す支援策を実施し、内需型産業として成長の可能性が高い食料品・飲料製造関連産業の育成と創出を目指していく。

④ 西脇市の「日本へそ公園、西脇ローストビーフ」等の観光資源を活用した観光・まちづくり分野

人口約1,800万人を擁する京阪神大都市圏に隣接する西脇市は、日帰りを中心に観光目的地としてアクセスしやすい場所にある。

観光入込客数は1,278千人（平成28年「兵庫県観光客動態調査」）であるが、平成18年の1,044千人から10年間で2割以上増加しており、同期間の兵庫県の観光入込客数がほぼ横ばいの1.5%の増加にとどまっていることから、西脇市の観光入込客数は大きな伸びを示しているといえる。個別の地点では、平成18年と比較して8割以上増加している道の駅北はりまエコミュージアムが約42万人、日本へそ公園が12万人、西脇市日本のへそ日時計の丘公園が宿泊者数を含めて約6万3千人（平成28年度西脇市商工観光課調査）となっている。また、市内での1人当たりの旅行消費額は、日帰り客で7千円、宿泊客で18,614円（平成27年度西脇市商工観光課調査）となっていることから、交流人口の増加は市内消費に好影響を与えているといえる。

また、日本列島の中心である東経135度と北緯35度が交差する地点が市内に位置することから、「日本のへそ」としてPRしており、日本へそ公園・西脇市日本の

へそ日時計の丘公園を整備しているほか、市内で肥育される高級肉用牛「黒田庄和牛」を用いた「西脇ローストビーフ」や甘いスープが特徴の播州ラーメンといったご当地食が人気の観光資源となっている。それ以外にも国登録有形文化財である旧来住家住宅やコヤノ美術館・西脇館などの歴史的資源、畑谷川のホタルや都麻乃郷あじさい園、イチゴ観光農園などが集客力を持つコンテンツとなっている。

これまでも西脇市は、「北はりま定住自立圏」を形成する多可町と連携し、地域全体に点在する施設や風景、特産物などを「屋根のない博物館の展示物（サテライト）」として見立てて活用し、域外からの交流活動を生み出す「北はりま田園空間博物館」構想などの市民主体の取組を推進してきたが、近年はまちづくり活動の視点だけでなく、交流人口の増加による地域経済の活性化を重視している。

具体的な取組としては、人気コンテンツであるご当地食を中心に多様な地域資源に磨きをかけ、観光資源として活用するため、平成27年には地域産食材による来訪者の歓待と地域活性化への決意を示した「日本のへそ西脇地域食材でおもてなし条例」を制定し、平成28年には黒田庄和牛を使った新たなご当地食「西脇ローストビーフ」を市民主体で開発している。この「西脇ローストビーフ」は現在市内13の飲食店で料理提供されている。また、同じく平成28年には地域経済に貢献する観光交流活動の創出を基本目標とし、観光まちづくりの指針となる「西脇市観光交流推進ビジョン」を初めて策定した。このビジョンに示した「西脇市ならではの地域資源の観光資源化」や「旅行者に届くセールスプロモーションの展開」など6つの戦略に基づき、日本のへそ日時計の丘公園施設のリニューアルをはじめとした観光資源の整備、旅行会社と連携し、イチゴ狩りや西脇ローストビーフの食事を体験メニューとした旅行商品の造成などを現在行っており、今後もものづくりの現場が体感できる工場見学の推進など各種の取組を計画的に展開していくこととしている。

このように、これまで以上に西脇市が有する地域資源の観光資源化を推進し、これら観光資源を効果的に活用して交流人口を増加させ、外貨の獲得による市内経済の活性化に結び付けていくための活動や支援策を通じて、観光・まちづくり関連事業の創出と成長促進を目指していく。

⑤ 西脇市の中国自動車道等の高速道路網にアクセスする交通インフラを活用した物流関連産業

西脇市は、兵庫県のほぼ中央部に位置しており、神戸・東播磨臨海部と北近畿方面を結ぶ広域幹線道路の国道175号が南北の交通連携軸となっており、市境から南へ2.5キロメートルにある中国自動車道の滝野社インターチェンジ、北へ約13キロメートルにある北近畿豊岡自動車道の氷上インターチェンジと結節し、高速道路網等を利用して60分から90分圏内となる京阪神大都市圏だけでなく、瀬戸内海沿岸、北近畿・北陸地方など日本海沿岸の多方面への交通アクセスが可能である。その他、国道427号・県道黒田庄多井田線・県道上鴨川西脇線・主要地方道西脇八千代市川線などが近隣市町と連絡する広域の交通連携軸となっている。

市内の国道１７５号上戸田南交差点の自動車交通量は、１９，６２０台／日（平成２６年国土交通省兵庫国道事務所調べ）と交通容量（１４，８５０台／日）を大幅に超過しており、朝夕を中心に激しい交通混雑が発生している。こうした状況を緩和し、円滑な交通を確保するため、滝野社インターチェンジと氷上インターチェンジの区間では、地域高規格道路「東播丹波連絡道路」が計画されており、市域において同道路を形成する国道１７５号西脇北バイパス（５．２キロメートル）が早期の供用開始に向け、整備が進められている。

多方面につながる高速道路網への交通アクセスの利便性を有し、今後も交通インフラの整備が促進され、一層の利便性の向上が期待でき、物流拠点としての優位性が高まることから、西脇市では平成２７年に企業進出に伴う優遇措置を定めた「西脇市産業立地促進措置条例」の改正を行い、対象業種に運輸業を新たに追加するなど物流関連事業者の進出促進策を講じてきた。こうした施策により、同年末には兵庫県の工場跡地等再生促進地区に指定されていた市内最大の事業所であった半導体製造工場跡地（敷地面積約８ヘクタール）に、総合的な物流マネジメントを手掛ける道路貨物運送事業者が進出し、同社と連携して大手家庭紙メーカーの受注発送業務を担う物流業者も入居するなど制度改正の成果が現れてきている。

物流関連産業は、インターネットによる通信販売の需要拡大に加え、在庫の適正管理などサプライチェーンの最適化や流通加工も含めた多機能化のニーズが高まっており、今後ますます進化を遂げていくことが見込まれていることから、西脇市が有する地理的特性と支援策を活用し、道路貨物運送業や倉庫業にとどまらない物流関連産業の育成と新規事業者の誘致を目指していく。

６ 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（１）総論

西脇市の特性を生かして、地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者のニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や西脇市にしかない強みを創出する。

（２）制度の整備に関する事項

① 固定資産税の減免措置

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、固定資産税の減免措置に関する条例（西脇市産業立地促進措置条例）を制定している。現在の要件等について、地域経済牽引事業における活用を視野に入れ、改正に向けた検討を行う。

② 産業立地促進に係る補助金

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、産業立地に関する補

助金の支給制度を整備している。現在の要件等について、地域経済牽引事業における活用を視野に入れ、改正に向けた検討を行う。

③ 意欲ある事業者を応援する補助金制度の整備

新製品や新技術の開発、販路開拓・取引拡大など事業者の新たな挑戦と変革を支援する「西脇市ものづくり・あきない経営革新支援事業補助金」等を継続実施するとともに、意欲ある事業者のニーズに応じた補助金制度を整備する。

④ 産業振興条例の制定

西脇市で富を生み出し、地域経済の活性化と豊かな市民生活を実現していくための基本施策等を示した「西脇市産業振興条例」（仮称）を制定し、活力ある産業を創出する支援策を展開する。

⑤ 地方創生関係施策

平成29年度の地方創生推進交付金（1次公募）を活用し、播州織の産業集積を生かしつつ、イノベーションの促進による高い付加価値を創出する最終製品の製造等を目指す「西脇ファッション都市構想」の深化に向けた事業に取り組んでいる。

平成30年度以降、地方創生推進交付金を活用し、西脇市の「播州織、播州釣針」の産業集積を活用した高付加価値なものづくり分野、西脇市の「山田錦、黒田庄和牛」等の特産物を活用した食料品・飲料製造関連産業、及び西脇市の「日本へそ公園、西脇ローストビーフ」等の観光資源を活用した観光・まちづくり分野において、設備投資等による事業環境の整備や地域資源の活用による事業創出を支援する予定である。

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① 西脇市が保有するデータのオープン化

市ホームページにおける「西脇市統計書」の公表等により、西脇市が保有する各種データの公開を行うとともに、事業者が利活用しやすいようデータ項目の追加等の取組を進める。

なお、保有データの公開に当たっては、個人情報保護法、西脇市個人情報保護条例を遵守し、個人情報保護を徹底する。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

① 相談体制の整備

西脇市産業活力再生部商工観光課内に事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。なお、事業環境整備の提案を受けた場合については、市関係課及び関係機関と協議の上で対応する。

また、兵庫県産業労働部内に事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

（５）その他の事業環境整備に関する事項

① 企業誘致活動の推進

企業立地を支援する総合窓口として設置されている「ひょうご・神戸投資サポートセンター」と連携し、立地情報の収集と進出を希望する企業への情報提供を行う。

② 兵庫県の優遇措置の活用による産業立地促進

兵庫県産業立地条例による法人事業税と不動産取得税の減免、設備投資と雇用に係る補助金の支給等の優遇措置を積極的に周知し、誘致活動を展開する。

③ 立地環境の整備

企業立地を推進するため、企業ニーズに応じた開発支援や事務調整を行うとともに、西脇市産業立地促進措置条例等に基づき、公共的施設の新設・改良など必要なインフラ整備を実施する。また、西脇市総合計画において産業誘導ゾーンを位置付け、土地利用の方向性を検討する。

④ 人材の育成・確保の支援

「西脇ファッション都市構想」に基づく播州織産地におけるファッションデザイナーの育成を継続支援するとともに、市内にある職業訓練法人北はりま職業訓練センターによる実務的な職業能力開発訓練や北播磨中小企業支援センターによる経営革新・創業に関する相談・指導などを通じて地域産業を担う人材の育成を行う。また、北播磨雇用開発協会による市内企業等が参加する就職面接相談会を通じて人材の供給基盤を確立する。

⑤ 関係機関の連携による技術支援

市内にある兵庫県立工業技術センター繊維工業技術支援センターと公益財団法人北播磨地場産業開発機構による播州織の新商品開発や高付加価値製品の創出、西脇市と連携協定を締結している公益財団法人新産業創造機構によるものづくりの新技術・新製品の開発など専門性を有する各関係機関が連携し、事業者の技術支援を行う。

⑥ 交通インフラの整備

産業立地を促進し、円滑な物流輸送等を実現するため、地域高規格道路「東播丹波連絡道路」を形成する国道175号西脇北バイパスの早期整備と同バイパス以北の整備促進を国に要望するとともに、市道市原羽安線など地域間交通連携軸の整備を推進する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成29年度	平成30～令和4年度	令和5年度 (最終年度)
【制度の整備】			
① 固定資産税の減免措置	運用 3月議会に改正案提出・審議	運用 必要に応じた制度改正	運用
② 産業立地促進に係る補助金	運用 3月議会に改正案提出・審議	運用 必要に応じた制度改正	運用

③ 意欲ある事業者を 応援する補助金制度 の整備	継続実施 3月 設備投資 助成等の支援メ ニュー追加	継続実施 必要に応じた制度 改正	継続実施 必要に応じた制度 改正
④ 産業振興条例の制 定	検討	検討 平成30年度中に 条例案提出・審議	運用
⑤ 地方創生関係施策	4月計画申請 6月事業開始	継続実施 必要に応じた事業 計画の追加申請	継続実施
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
① 西脇市が保有する データのオープン化	運用	運用 必要に応じた項目 等の追加	運用 必要に応じた項目 等の追加
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
① 相談体制の整備	設置	運用	運用
【その他】			
① 企業誘致活動の推 進	継続実施	継続実施	継続実施
② 兵庫県の優遇措置 の活用による産業立 地促進	継続実施	継続実施	継続実施
③ 立地環境の整備	継続実施	継続実施 総合計画に記載 必要に応じた整備 の検討	継続実施 必要に応じた整備 の検討
④ 人材の育成・確保 の支援	継続実施	継続実施 必要に応じた制度 の創設	継続実施 必要に応じた制度 の創設
⑤ 関係機関の連携に よる技術支援	継続実施	継続実施 必要に応じた制度 の創設	継続実施 必要に応じた制度 の創設
⑥ 交通インフラの整 備	整備・要望活動	市道市原羽安線完 成予定 整備・要望活動	整備・要望活動

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、兵庫県が設置している公益財団法人ひょうご産業活性化センター、兵庫県立工業技術センター、ひょうご・神戸投資サポートセンター、西脇市と連携協定を締結している公益財団法人新産業創造機構、西脇市等が出資している公益財団法人北播磨地場産業開発機構、西脇商工会議所、市内金融機関、地域大学等の地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、西脇市と兵庫県では、地域経済牽引事業に取り組む事業者の支援に向け、これらの支援機関の理解醸成に努めるとともに、必要に応じて行政と支援機関、支援機関相互の連絡調整を行う。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 公益財団法人ひょうご産業活性化センター

中小企業支援の総合的プラットフォームとしての役割を果たすため、中小企業の創業・連携の支援、経営強化の支援、事業推進の支援などを行う。

創業・連携の支援として、「ひょうご・神戸チャレンジマーケット」による販路開拓・資金調達支援や「ひょうご農商工連携ファンド事業」による中小企業者と農林漁業者との新商品開発支援、助成金・無利子貸付等による起業家支援に加え、「下請企業の取引振興の支援」のため受注機会の拡大に資する「取引商談会」の開催、「下請けかけこみ寺」等による「苦情紛争処理」を行っている。

経営強化の支援として、中小企業診断士等による「総合窓口相談」等の経営相談や経営専門家の派遣に加え、「よろず支援拠点」のサテライト相談所機能の拡充により、中小企業の多様な経営課題の解決を支援する。

また、新たな受注獲得や技術革新等企業の成長及び経営の安定化に不可欠な中小企業の設備投資の促進を図るため、「設備貸与事業」を行っている。

さらに、産業団地、工場適地等の情報提供による立地支援、及び海外販路開拓や生産拠点設立など中小企業の海外ビジネス展開支援を行っている。

② 兵庫県立工業技術センター

センターが保有する研究成果や施設機器等の様々な資源を利活用し、事業者ニーズに対応した技術相談や製品の開発支援などを行い、ものづくり技術基盤の強化等による産業競争力の強化やオンリーワン企業の成長を図る。また、センターの組織で、市内に立地する繊維工業技術支援センターにおいて、技術者養成や事業者との新技術の共同開発を行い、産地ブランド化の確立に向けた新商品や高付加価値製品の創出の支援を行う。

③ ひょうご・神戸投資サポートセンター

市内の産業用地情報の提供を行い、西脇市と情報を共有し、進出を希望する企業への情報提供を行う。

④ 公益財団法人新産業創造機構

西脇市との連携協定に基づき、事業者に対し、大企業・学術機関が保有する技術・ノウハウ等の移転やビジネスマッチング、ものづくり技術力の指導・研修・相談などを行い、地域産業の振興と新産業の事業化の支援を行う。

⑤ 公益財団法人北播磨地場産業開発機構

産地組合や関係機関と連携し、地域団体商標によるブランド化を推進するとともに、新商品の開発に向けた製品試作や新たな需要の創出に向けた販路開拓等の事業を通じて播州織等の地場産業関連事業者の支援を行う。

⑥ 西脇商工会議所

事業者の経営や創業に関する相談を行うほか、市補助制度等との連携を図り、地域の総合経済団体として事業者の幅広い支援を行う。また、神戸芸術工科大学などとの産官学連携事業による播州織の商品開発やブランド力の強化に取り組む。

⑦ 市内金融機関（株式会社但馬銀行）

経営改善等に向けて事業者への資金供給を行うほか、立地や投資に関する情報交換、事業者への支援施策等の情報提供、さらには地域経済の活性化を目的に締結している西脇市との包括連携協定に基づき、セミナー等の実施を通じて経営基盤の安定強化や新たな事業創出の支援を行う。

⑧ 市内金融機関（兵庫県信用組合）

経営改善等に向けて事業者への資金供給を行うほか、立地や投資に関する情報交換、事業者への支援施策等の情報提供、さらには地域経済の活性化を目的に締結している西脇市との包括連携協定に基づき、セミナー等の実施を通じて経営基盤の安定強化や新たな事業創出の支援を行う。

⑨ 地域大学等（関西学院大学）

地域活性化を目的に締結している西脇市との包括連携協定に基づき、フィールドワークの場の提供などを通じた共同研究、教授や学生を交えたアイデアソンの実施等を通じて地域の産業振興の支援を行う。

⑩ 地域大学等（国立大学法人兵庫教育大学）

地域活性化を目的に締結している西脇市との包括連携協定に基づき、フィールドワークの場の提供などを通じた共同研究、教授や学生を交えたアイデアソンの実施等を通じて地域の産業振興の支援を行う。

⑪ 地域大学等（神戸芸術工科大学）

地域経済を支える人材の育成・確保を目的に就職支援に特化した連携協定を西脇市と締結しており、「西脇ファッション都市構想」の推進に向け、ファッションデザイナーを志望する人材の紹介やインターンシップの実施、商品開発の支援を行う。

⑫ 地域大学等（兵庫県立西脇高等学校）

播州織を取り入れた学習や作品制作を行う生活情報科において、各地で開催するファッションショーへの参加等を通じてファッションデザイナーを志望する人材を発掘・育成するとともに、産地からの情報発信を行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては「西脇市環境基本計画」等を踏まえ、環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を実施する場合には、事業活動等が地域住民に理解が得られるよう必要に応じて住民説明会などの取組を行うとともに、西脇市産業立地審議会において進出企業の環境保全対策や立地適格性の審査を行う。

また、環境保全上重要な地域内及び周辺地域での整備に当たっては、自然環境部局と調整を図りつつ、必要に応じて専門家の指導及び助言を得ながら、それらの地域の環境保全が図られるよう十分配慮して実施する。

(2) 安全な住民生活の保全

- ① 兵庫県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより、県民・地縁団体等・事業者がともに連携し、地域の絆を一層高め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしを実現するため、平成18年4月に「地域安全まちづくり条例」を施行している。この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業集積によって、犯罪・事故を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することのないようにするため、住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

ア 防犯に配慮した環境の整備

道路・公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯カメラ・防犯灯・街路灯等を設置する。また、道路・公園・事務所等における植栽やフェンス等の適切な配置により、見通しを確保する。

イ 事務所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定や防犯設備の点検整備を実施する。

ウ 防犯責任者の設置

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備や定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

エ 警察への通報体制

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

オ 地域住民等との連携した防犯ボランティア活動の実施

青色回転灯を整備した自主防犯活動自動車（いわゆる「青色防犯パトロールカー」）による防犯活動等、地域住民や関係機関と連携した防犯ボランティア活動へ参加・協力する。

カ 不法就労の禁止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

- ② 地域経済牽引事業にかかる施設整備の検討にあたっては、所轄の警察署と協議を行い、街灯の設置などの防犯対策を図るとともに、歩行者の安全な通行のための歩道設置、信号機設置、駐車禁止対策等の安全対策を図る。
- ③ 地域経済牽引事業にかかる施設整備にあたっては、歩行者の安全確保のための出入り口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車設備の設置等、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図る。
- ④ 今後とも、上記の事業を実施していくとともに、兵庫県警察本部や所轄の警察署等と連携を図りながら、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指していく。
- ⑤ 地域犯罪防止力の向上

西脇市では、地域における犯罪防止力を高めていくため、子どもの登下校を見守る「子ども見守り隊」や住民主体の自主防犯活動組織の設立を推進し、これら活動の支援を行っている。また、活動組織と警察署・学校園など関係機関との連携を深め、効果的に機能するため、連絡・協議する体制の構築にも取り組んでいる。

さらに、犯罪の防止と発生時の被害の軽減や早期解決に向けて、広報紙や防災行政無線等を活用した広報・啓発活動や自治会単位での住民のつながりを基盤にした防犯活動を推進するとともに、事業所が主体となった防犯活動の実施や住民主体の防犯活動への支援を行うよう事業者等にも働きかけ、地域全体で防犯意識を高め、多様な主体による防犯活動の強化に取り組んでいく。

(3) その他

① PDCA体制の整備等

西脇市をはじめ市内の行政・経済関係団体、兵庫県の担当者等で構成する「西脇市経済雇用対策協議会」を毎年春に開催し、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しについてホームページ等で公表する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

なし

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

なし

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）